明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○不動産登記規則等の一部を改正する省令（**法務**三三）　一
○航空法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**五九）　三

〔告　示〕

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**九）　四
○消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関の代表者の氏名の変更に関する件（**総務**二五七）　五
○消防法施行規則第四条の二の四第四項に規定する登録講習機関の代表者の氏名の変更に関する件（**同**二五八）
○消防法施行規則第一条の四第八項に規定する登録講習機関の代表者の氏名の変更に関する件（**同**二五九）
○消防法施行規則第五十一条の十二第三項に規定する登録講習機関の代表者の氏名の変更に関する件（**同**二六〇）
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**一九三）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（**経済産業**一〇三）
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**八四一）
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一七八）
○道路に関する件（**中部地方整備局**八二）
○道路に関する件（**四国地方整備局**七九、八〇）
○道路に関する件（**九州地方整備局**一一五～一一七）
○道路に関する件（**北海道開発局**八二）

〔人事異動〕

内閣　消費者庁　最高裁判所　六

〔官庁報告〕

官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七

〔公　告〕

諸事項　八

官庁
有権者申出方、直轄災害復旧事業の完了、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　九

省令

○法務省令第三十三号

民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）を実施するため、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十八日

法務大臣　齋藤　健

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（裁判所への通知） **第百八十七条**　登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。 一　法第百六十四条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。 二　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第七十条第十八号の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき。	（裁判所への通知） **第百八十七条**　登記官は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第七十条第十八号の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったときは、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。 ［号を加える。］
［号を加える。］	

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。